

北陸技術交流テクノフェア 出展規約（以下本出展規約とする）

第1条（出展申し込みについての注意事項）

出展内容が北陸技術交流テクノフェア（以下「本フェア」という。）の趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合、出展受付のお断り、または出展受付の取り消しをさせていただく場合があります。なお、受付のお断り・取り消しにより生ずる損害などに対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

第2条（小間以外の経費）

1. 電気料金

以下の電気料金表のとおり発生します。単相 100V 電源についてはコンセント 2ヶ口の形で、200V 電源（単相・三相）については電源コンセントまたは開閉器の形で設置いたします。なお、ブース内での分配用延長コードは各出展者でご用意下さい。

電気設備料金表			
100V（単相）60Hz	料金（税別）	200V（単相・三相）	料金（税別）
1.0kw（1,000W）まで	10,000 円	1.0kw（1,000W）まで	15,000 円
2.0kw（2,000W）まで	15,000 円	2.0kw（2,000W）まで	20,000 円
3.0kw（3,000W）まで	20,000 円	3.0kw（3,000W）まで	25,000 円

（参考消費電力量：ノート PC 約 50W、ディスプレイ+デスクトップ PC 本体 約 200W）

《注》

①上記以上は 1kw 増えるごとに 5,000 円（税別）追加経費が発生します。

②電気使用料金は含まれております。

2. 追加分スポットライト料金

一灯につき 3,000 円（税別、電気料込み）

3. 給排水工事料金

別途お見積いたします。

4. インターネット

期間中、会場内に出演者のみ無料で使用できる Wi-Fi スポットを設置します。ただし、共有回線となりますので、wi-fi ルーターの処理能力を超える接続が集中した場合や電波の受信強度によっては、通信の遅延や回線が瞬断する可能性があります。遅滞なく常時インターネットの使用を希望する場合や、データ保護の観点から専用回線を希望する場合は、有料にて手配できますので事務局までお問い合わせ下さい。

第3条(出展料の請求と支払い)

主催者による出展申込承認の後、出演者に出展料を請求します。出演者は、別途指定する期日までに指定の口座に振り込むものとします。尚、期限内にお支払いいただけない場合は、出展の取り消しをさせていただきますので、予めご了承ください。また、振込手数料は出演者が負担するものとします。

第4条（出展の解約）

出展申込後の解約は原則として認められません。ただし、やむを得ない事情により解約する場合は、次の解約料をお支払いいただきます。尚、出展の解約は書面により主催者へ通知することとします。

出展解約等の通知を受理した日	解約料
フェア開催年の8月1日から8月31日まで	出展料の50%または60,000円のいずれか高い方の金額
フェア開催年の9月1日から9月30日まで	出展料の80%または100,000円のいずれか高い方の金額
フェア開催年の10月1日以降	出展料の全額または120,000円のいずれか高い方の金額

第5条（小間位置の決定）

小間位置は、出展内容、ブース形状、出展者数、会場の構成などを考慮して主催者が決定いたします。

第6条（小間の転貸等の禁止）

出展者は、自社分の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することは出来ないものとします。

第7条（共同出展の取扱い）

二者以上の申込者が共同で出展する場合は、一者が代表して申し込み、共同出展者名を申込時に主催者へ通知するものとします。申込後の連絡および出展料の請求等は代表者に対して行いますが、出展にかかる一切の責任は共同出展者全員が連帯して負うものとします。ただし、来場案内パンフレット・ガイドブック・社名板の扱いについては主催者にて別途決定いたします。

第8条（大学・高専、研究機関等所属の研究室の出展の取扱い）

同じ機関から複数の研究室が出展する場合は、産学官連携を推進する部署などで取りまとめのうえ、出展を申し込むものとします。研究室単位での出展申込みは受付できません。

第9条（会場内の行為の制限）

- 1.出展者は本フェア開催趣旨に合致し、申込書の出展内容欄に明示された内容以外の展示は出来ないものとします。
- 2.出展者は通路や本展示場外など自社展示スペース以外での展示・宣伝を行うことはできません。
- 3.出展者は特定の企業・団体・個人・他の出展者あるいは出展物を非難・攻撃する展示や行為、来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたす恐れのある展示や行為、スピーカー等の音量・光線・熱気・ガス・臭気・振動・スモーク等により他の出展者あるいは来場者に迷惑を及ぼす展示や行為であると主催者が判断した場合は、出展者は主催者の要求に従い、その展示もしくは行為を中止しなければなりません。この場合、主催者は当該出展者に対し展示費用や出展料の補償等いかなる返金またはその他展示費用負担などの責を負わないものとします。
- 4.出展者によるフェア会場内での物品販売は一切禁止させていただきます。本件により生ずる損害などに対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

第10条（会場管理と免責）

主催者は、会場の管理・保全について事故防止に最善の注意を払いますが、出展物および資材等に生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示ブースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失または損害についてその責任を負わないものとします。

第 11 条（開催の中止・中断）

天災その他の不可抗力によって本フェアが開催不能または継続困難となった場合、主催者の決定により開催を中止または中断することがあります。この場合、主催者は支払うべき経費を支払った後、残金があった場合には、出展者が既に支払った出展料に応じて残金を出展者に払い戻します。ただし、中止・中断によって生じた一切の損害については責任を負わないものとします。

第 12 条（ウェブ出展について）

- 1.出展者は、出展にあたり必要な設備・環境（ハードウェア、ソフトウェア、通信環境等）、出展コンテンツの制作等出展にかかる費用を全て自ら負担するものとします。
- 2.出展者は、第三者の権利（知的財産権、肖像権等）を侵害し、または侵害する恐れのあるコンテンツの掲載、行為をすることはできないものとします。また、出展者は、音楽や映像ソフト等を利用したコンテンツを作成する場合は、関係各所から利用許諾を自ら得るものとします。
- 3.各出展者が本フェア Web 上に掲載したコンテンツの著作権等は当該出展者に帰属し、出展者は主催者が本フェアの広報のために当該コンテンツを利用することを承諾するものとします。

第 13 条（個人情報の取り扱いについて）

出展者は、本展示会の開催により取得した来場者の個人情報を次の通り取り扱うものとします。

- ①善良なる管理者の注意義務をもって管理すること
- ②取得時に明示した利用目的を超えて利用しないこと
- ③取得時に明示した利用目的を超えて利用する場合には、閲覧者の承諾を得ること
- ④前各号の他、個人情報保護法をはじめとする適用される法令・ガイドラインや、福井商工会議所個人情報保護方針を遵守すること

第 14 条（規約の遵守）

出展者は、主催者が定める一連の規約を遵守することに同意するものとします。万が一規約に違反した場合は、理由の如何にかかわらず、出展をお断りすることがあります。この際生ずる損害などに対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

令和 4 年 7 月 11 日改訂